



厚生労働省

児童相談所・婦人相談所での 保護や自立支援について

女性に対する暴力に関する専門調査会(第84回)

平成28年11月15日(火)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

児童相談所・婦人相談所への相談・通告

JKビジネス
被害

家出・浮浪

虐待や様々な理由により家庭や地域に
居場所がない

AV出演
強要

優しくされた大人に利用されやすい

学校等

保護者

本人

DVセンター

福祉事務所

地域・近隣住民

民生・児童委員

警察

家族・親族

医療機関

保健所等

要保護児童(女性)の相談・通告

児童相談所

児童福祉法
児童虐待防止法



婦人相談所

売春防止法
DV防止法
ストーカー規制法
人身取引対策行動計画



連携

児童相談所における要保護児童への支援(社会的養護)

児童福祉法＝原則18歳未満

満20歳に達するまで保護期間の
延長可能(第31条第2項)

児童相談所

209か所(H28.4)

第12条

一時保護

136か所(H28.4)

第12条の4

第33条第1項

第27条第1項第3号

委託・措置

大学等就学中の者:
22歳の年度末まで対象拡大
(改正児童福祉法)

援助の実施

第33条の6

里親

乳児院

小規模住居型児童養育事業
(ファミリーホーム)

児童養護施設

情緒障害児短期治療施設
(児童心理治療施設)

児童自立支援施設

児童自立生活援助事業
(自立援助ホーム)

義務教育終了児童～20歳未満

児童福祉司指導
第27条第1項第2号

社会的養護の現状 施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
			9,949世帯	3,644世帯	4,731人			
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人		ホーム数	257か所
		専門里親	676世帯	174世帯	206人			
		養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人		委託児童数	1,172人
		親族里親	485世帯	471世帯	702人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,865人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	16,672人	995人	1,788人	2,067人	519人

小規模グループケア	1,218か所
地域小規模児童養護施設	329か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)
※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

18歳以上の者に対する支援の継続

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 改正前の法律においては、原則として18歳（措置延長の場合は20歳）に到達した時点で支援が終了しており、**支援の必要があるにもかかわらず、18歳に到達することにより支援を断たれる場合がある。**

← 児童福祉法の児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みの整備が必要。

改正法による対応

- 一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能とする。
- 里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新、一時保護を可能とする。
- 自立援助ホームの入所者について、大学等に就学中の場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

18歳～20歳到達まで

	一時保護		里親等委託	
	新規	延長	新規・措置変更	延長
一時保護中に18歳到達		×→○	×→○	×→○
里親等委託中に18歳到達	×→○	×→○	×→○	○

18歳

20歳

22歳の年度末

里親／児童養護施設
※リービングケアの強化
(自立訓練の場を整備)

措置延長【法律】
※積極的に活用

新たな予算事業による対応
(次ページ) 【予算】

義務教育
終了後

自立援助ホーム
(義務教育終了後～20歳未満)
※設置数の拡大

支援対象を22歳の年度末まで延長(就学者)【法律】

自立

自立援助ホームの対象者の拡大【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 改正前の法律においては、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することとなってしまう、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

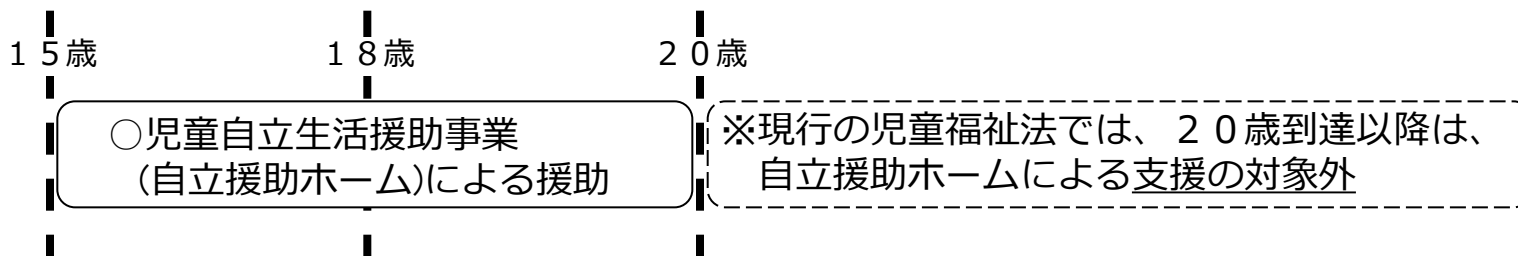
← 20歳を超えた場合でも、必要に応じて支援を可能とする仕組みの構築が必要。

改正法による対応

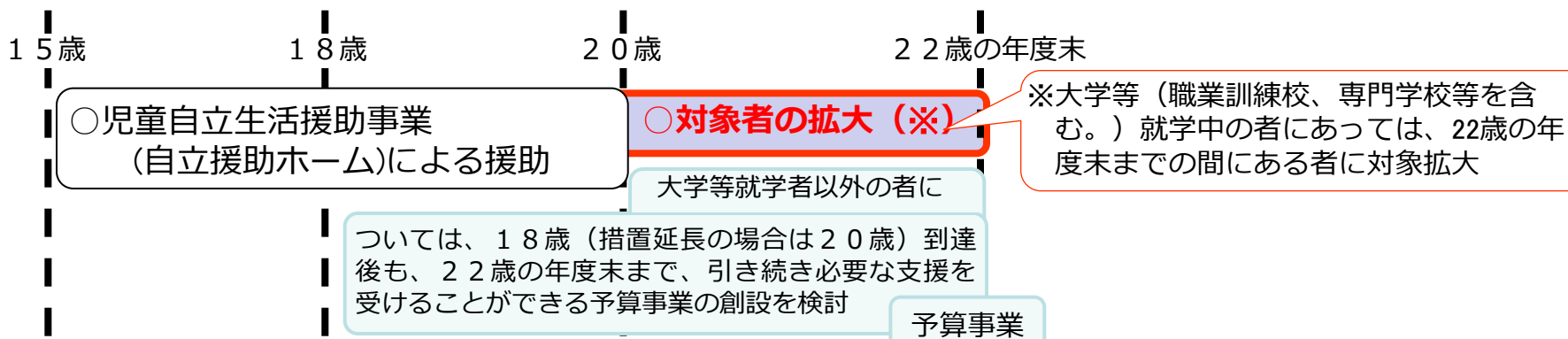
- 自立援助ホームの入居者であって大学等に就学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

※ 入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討。

改正前

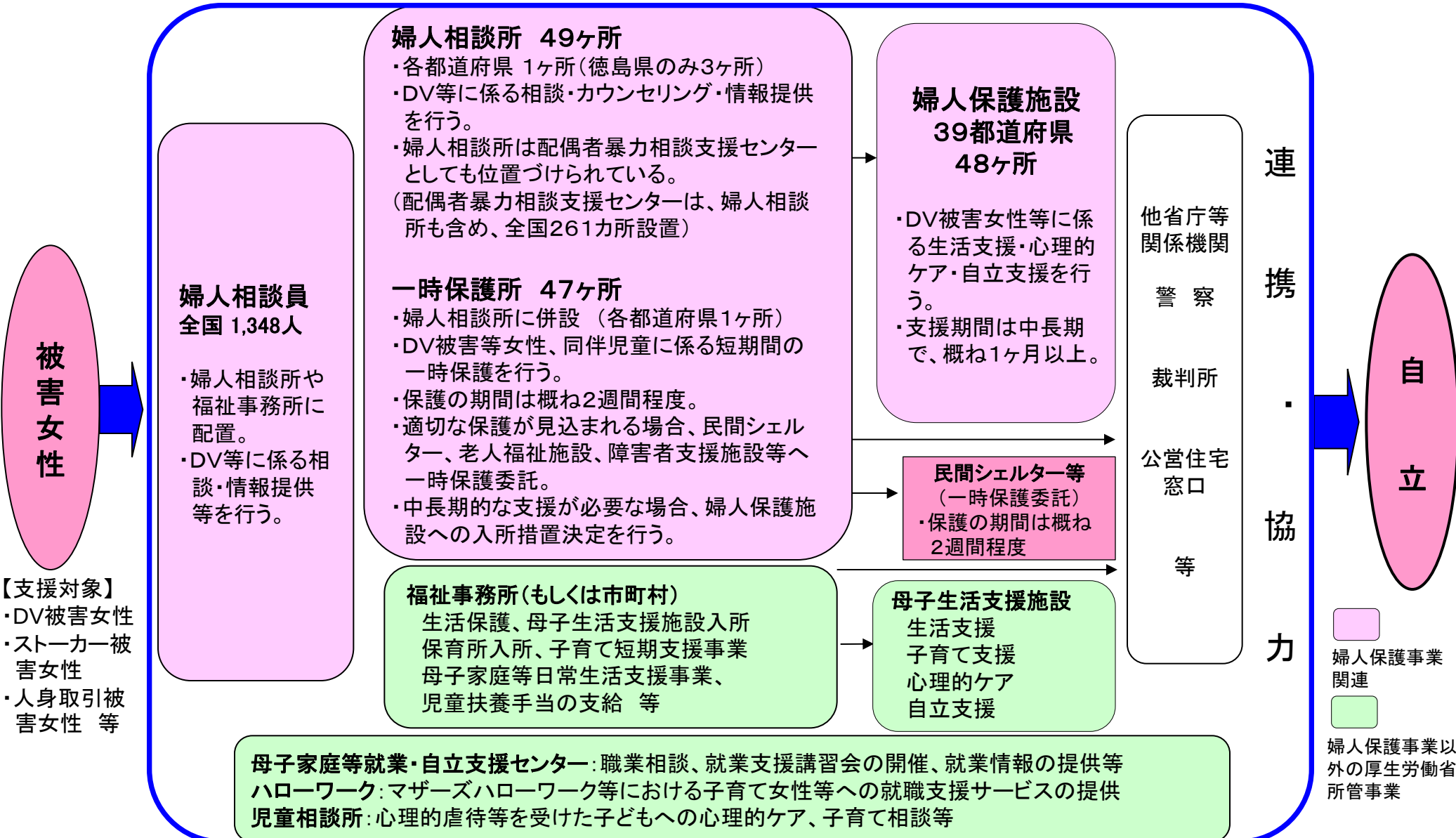


改正後



婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせる被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



婦人相談所における基本的な支援の流れ

「婦人相談所ガイドライン」(平成26年3月)
を元に作成。

I 相 談

1. 多様な相談ルート

- 本人からの電話相談 ○警察 ○福祉事務所
- 配偶者暴力相談支援センター ○婦人相談員

2. 来所相談

一時保護を含めた婦人相談所での支援が必要な場合は、婦人相談所への来所を促し、面接を行います。

婦人相談所では、対応が難しい場合や他により適切な機関がある場合には、他の機関につなげることもあります。

II 面 接

利用者から被害の状況や支援の要望を聞き取り、専門スタッフによる必要な調査並びに医学的、心理学的及び職業判定を行います。

面接は、面接室等で、利用者の置かれた状況に十分に配慮して行います。

III ケースの作成・記録・管理

記録には、利用者の基本情報から、支援に至るまでの生活歴、健康状態、本人の意向等を記載し、情報管理を行います。

VI 施 設 入 所 等

1. 一時保護所退所後

- 婦人保護施設へ入所
- 母子生活支援施設へ入所
- アパートの賃借による自立等

V 一 時 保 護

1. 一時保護中の支援

- 生活支援、心理的ケア ○退所に向けた自立支援
- 同伴児童の学習支援、保育支援

2. 主な一時保護委託先

- 婦人保護施設 ○母子生活支援施設
- 民間シェルター

- 一時保護はせず、定期的な相談支援を実施
- 一時保護はせず、施設へ入所

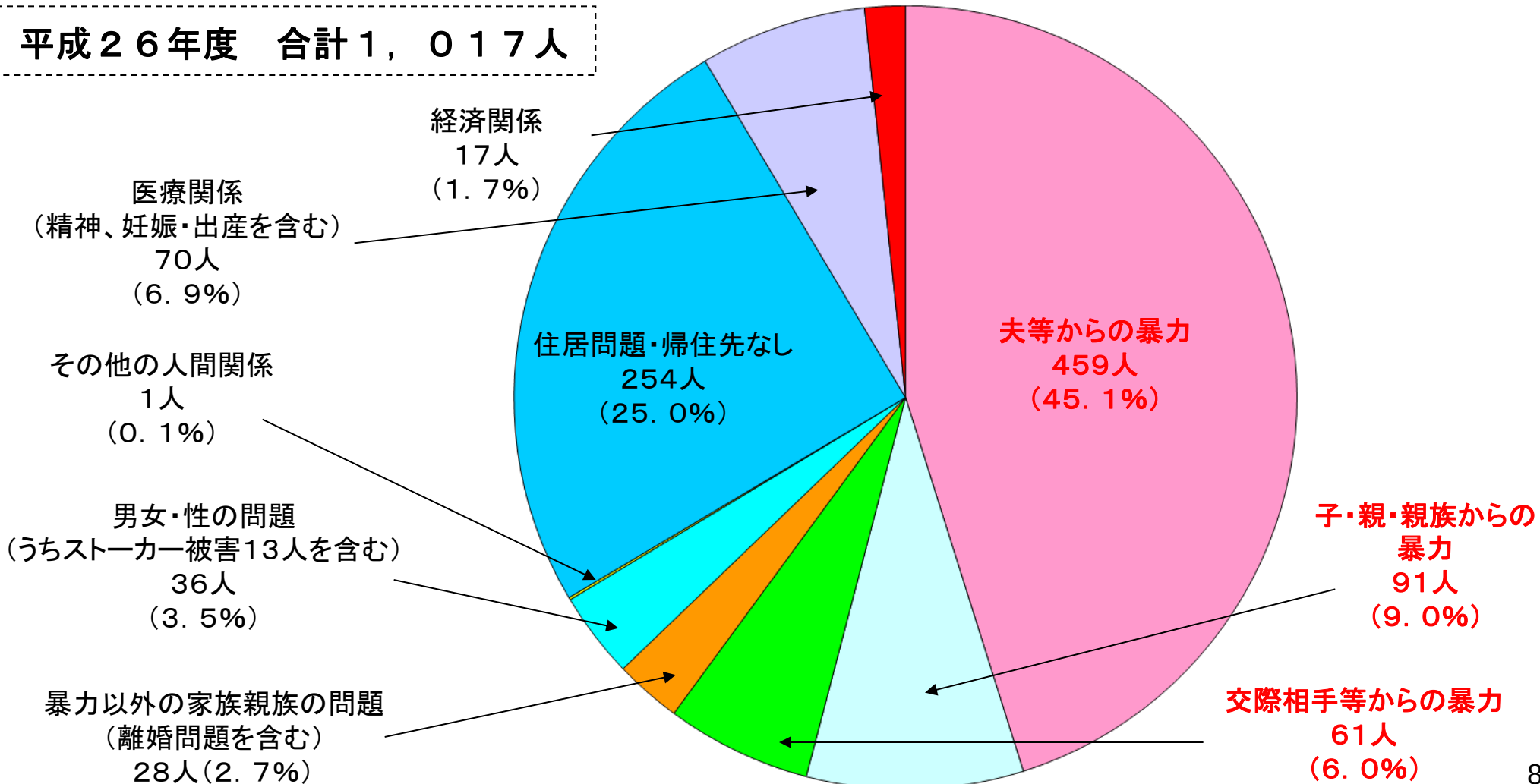
IV 入 所 調 整 会 議

利用者の支援に関する方針や同伴家族の対応について決定します。入所調整会議は、所長以下、これまで面接に関わってきた職員も参加することがあります。

婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の45.1%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が60.1%。
- ※ なお、在所者1,017人のほかに、同伴家族487人(うち同伴児童481人)が入所している。

平成26年度 合計1,017人



婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、約4割の女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考)平成26年度

婦人保護施設入所者数1,017人

不明
35人(3.3%)

通常の状態に
ある者
607人(57.0%)

その他の病弱者
192人
(18.0%)

身体障害者手帳の保持
19人(1.8%)

療育手帳の保持
111人(10.4%)

精神障害者保健福祉
手帳の保持
101人(9.5%)

平成26年度
計1,017人

注1:その他の病弱者とは、通院、入院歴がある者及び常備薬を服用している者等をいう。

注2:うち48人は重複障害の者

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は保証人 児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（27年度） 年間保険料 就職 [10,560円／1人]、アパート等賃借 [19,152円／1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体

実施主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村

運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠

予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率

国 1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1／2）

※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、

国 1／2、都道府県 1／4、一般市及び福祉事務所設置町村 1／4

婦人保護施設利用者に対する地域生活移行支援

- 平成19年度より、いわゆる「ステップハウス」の運営を実施
- 平成24年度から賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

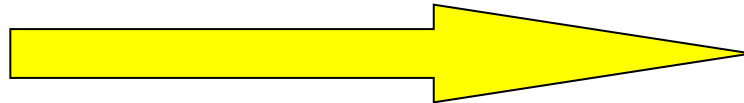
《ステップハウス》

退所後の自立に向けた支援の一環として、施設の近隣のアパート等を利用して生活訓練を行う。

利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能



婦人保護施設



近隣のアパート等

- ・職員が施設における支援とともに一体的に対応できる距離にあるアパート等で実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

婦人保護施設退所者自立生活援助事業

(趣旨)

婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続できるよう支援する(アフターケア)

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))

(対象施設)

退所者のうち支援を希望する女性が10名以上いる婦人保護施設

(内容)

- ・訪問指導等による日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理等）
- ・地域及び職場での対人関係の調整等
- ・関係機関等への同行支援
- ・その他社会生活における相談、余暇指導等

(※平成26年度 実施施設8ヶ所)

(基準額)

- ・ 1施設当たり1,622,800円(10人を超えた対象者1人につき135,960円を乗じて加算)